

令和 7 年度

宮崎市・国富町・綾町予防接種事務マニュアル

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日実施分)

宮崎市	健康支援課	TEL: 2 9 - 5 2 8 6	FAX: 2 9 - 5 2 0 8
国富町	保健センター	TEL: 7 5 - 3 5 5 3	FAX: 7 5 - 3 7 6 9
綾 町	健康センター	TEL: 7 7 - 0 1 9 5	FAX: 7 7 - 0 3 3 8

目 次

1	対象者及び接種期間等	1
2	接種料金について	5
3	確認事項について	5～8
4	接種回数の記入のしかた	9
5	保護者の同伴要件について	9
6	予防接種間違いについて	10
7	予防接種後副反応疑い報告について	10
8	HPV（子宮頸がん）ワクチンについて	11
9	委託料単価	11
10	長期疾病のため定期予防接種を受けられなかった場合について	11
11	骨髄移植等後のワクチン再接種について	11
12	委託料請求の流れについて	12

1 対象者及び接種期間等

注) ○週以上の間隔をあけて…○週間後の同じ曜日から接種可能

□□日以上の間隔をあけて…(□□+1) 日後から接種可能

△月以上の間隔をあけて…△月後の同じ日から接種可能 (同じ日がない場合は1日)

予防接種名		対象年齢	接種期間・回数	標準的な接種年齢
定期の 予防接種	ロタ ウイルス	1 価(ロタリックス) 生後 6～24 週の間に ある乳児	〔1. 5ml 経口接種〕 27 日以上の間隔で 2 回 (28 日後～)	初回接種は 14 週 6 日 までに行うこと (推奨)
		5 価(ロタテック) 生後 6～32 週の間に ある乳児	〔2. 0ml 経口接種〕 27 日以上の間隔で 3 回 (28 日後～)	初回接種は 14 週 6 日 までに行うこと (推奨)
	B型肝炎	生後 12 月 (1 歳) 未満の乳児 ※母子感染予防の場合は保険適用	〔10 歳未満 : 0. 25ml 皮下接種〕 1 歳の誕生日の前日までに 3 回接種 ※1 回目と 2 回目は 27 日以上、1 回目と 3 回目は 139 日以上の間隔をおいて接種。	生後 2 月に至ったときから生後 9 月に至るまでの期間
	5 種混合 ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ 急性灰白髄炎 (ポリオ)・ ヒブ	1 期初回 生後 2 月から 生後 90 月に至るまで	〔0. 5ml 皮下接種もしくは筋肉内注射〕 20 日以上の間隔で 3 回接種 【標準的には 20 日以上 56 日までの間隔】	生後 2 月に達した時から生後 7 月に達するまでに開始
		1 期追加 生後 2 月から 生後 90 月に至るまで	〔0. 5ml 皮下接種もしくは筋肉内注射〕 1 期初回終了後、6 月以上の間隔をおいて 1 回接種	1 期初回接種 (3 回) 終了後 6 月から 18 月までの間隔をおく
	小児の 肺炎球菌 (15・20 価) ※原則 20 価	接種開始が 生後 2 月から 生後 7 月に至るまで	〔0. 5ml 皮下注射もしくは筋肉内注射〕 計 4 回 初回 : 生後 24 月に至るまでの間に 3 回 (標準的には 12 月に至るまで)、いずれも 27 日以上の間隔で接種。 ※ただし、2 回目及び 3 回目が 2 歳を超えた場合は接種しない。2 回目が 1 歳を超えた場合、3 回目は行わない。 追加 : 初回接種終了後、60 日以上の間隔をおいて生後 12 月以降に 1 回	初回 : 生後 12 月までに 3 回接種 追加 : 12 月～15 月の間
		(対象者) 生後 2 月～ 生後 60 月に至るまで	接種開始が 生後 7 月から 生後 12 月に至るまで	〔0. 5ml 皮下注射もしくは筋肉内注射〕 計 3 回 初回 : 生後 24 月に至るまでの間に 2 回 (標準的には 12 月に至るまで)、27 日以上の間隔で接種。 ※ただし 2 回目が 2 歳を超えた場合は接種しない。 追加 : 初回接種終了後、60 日以上の間隔をおいて生後 12 月以降に 1 回

予防接種名		対象年齢	接種期間・回数	標準的な接種年齢
定期の予防接種	小児の肺炎球菌 (対象者) 生後2月～ 生後60月に至るまで	接種開始が生後12月から生後24月に至るまで	【0.5ml 皮下注射もしくは筋肉内注射】 計2回 ※13価の場合は皮下注射のみ 60日以上の間隔で2回	
		接種開始が生後24月から生後60月に至るまで	【0.5ml 皮下注射もしくは筋肉内注射】 1回	
	BCG	生後1歳に至るまで	【経皮接種】 所定の管針で滴下	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間
	MR 麻しん (はしか)・ 風しん	1期 生後12月から生後24月に至るまで	【0.5ml 皮下接種】	
		2期 年長児	【0.5ml 皮下接種】 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者	
	MR 麻しん (はしか)・ 風しん 【特例】	1期 令和6年度中に24月に達したものの	【0.5ml 皮下接種】 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれのもののうち、通常の助成対象期間内に接種できなかったもの	
		2期 令和6年度中に年長児だったものの	【0.5ml 皮下接種】 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれのもののうち、通常の助成対象期間内に接種できなかったもの	
	水痘	生後12月から生後36月に至るまで	【0.5ml 皮下接種】 3月以上の間隔で2回接種 *既に水痘に罹患したことがある者は対象外	初回： 生後12～15月 追加： 初回終了後6～12月
	日本脳炎	1期初回 生後6月から生後90月に至るまで	【3歳未満：0.25ml 皮下接種】 【3歳以上：0.5ml 皮下接種】 6日以上の間隔で2回接種 (7日後～) 【標準的には6日以上28日までの間隔】	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間
		1期追加 生後6月から生後90月に至るまで	【3歳未満：0.25ml 皮下接種】 【3歳以上：0.5ml 皮下接種】 1期初回終了後、6月以上の間隔をおいて1回接種 【標準的には、1期初回終了後、おおむね1年の間隔】	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間
		2期 9歳以上13歳未満	【0.5ml 皮下接種】 1回接種	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間
		【特例措置】 積極的な勧奨の差し控えにより乳幼児期に規定の回数を受けられなかった、平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の者は、不足分を接種することができる。		

予防接種名		対象年齢	接種期間・回数		標準的な接種年齢
定期の予防接種	2 種混合 (DT) ジフテリア・ 破傷風	2 期 11 歳以上 13 歳未満	〔0.1ml 皮下接種〕 1 回接種		11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの 期間
	HPV (子宮頸がん)	【定期接種】 小学 6 年～高校 1 年相 当の女子 【キャッチアップ接種】 H9. 4. 2 生～H21. 4. 1 生 の女性のうち、R4. 4. 1 ～R7. 3. 31 に 1 回でも 接種を受けた方	2 価	〔各 0.5ml 上腕三角筋、筋肉注 射〕 1 月以上の間隔で 2 回接種後、1 回目の接種から 5 月以上、かつ 2 回目の接種から 2 月半以上の間隔 をおいて 1 回接種。 【標準的には 1 月の間隔をおいて 2 回、2 回目から 5 月の間隔をおいて 1 回接種】	13 歳となる日の属す る年度の初日から当 該年度の末日までの 間
			4 価	〔各 0.5ml 上腕三角筋又は大腿四 頭筋、筋肉注射〕 1 月以上の間隔で 2 回接種後、2 回目から 3 月以上の間隔をおいて 1 回接種。 【標準的には 2 月の間隔をおいて 2 回、2 回目から 4 月の間隔をおいて 1 回接種】 <u>※例外あり (9 ページ参照)</u>	13 歳となる日の属す る年度の初日から当 該年度の末日までの 間
			9 価		
	4 種混合 ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風・ 急性灰白髄炎 (ポリオ)	1 期初回 生後 2 月から 生後 90 月に至るまで	〔0.5ml 皮下接種〕 20 日以上の間隔で 3 回接種 【標準的には 20 日以上 56 日までの間 隔】		生後 2 月に達した時 から生後 12 月に 達するまでの期間
	※R6. 4 以降に開 始する場合、 原則 5 種混合 (DPT-IPV-Hib) を使用。	1 期追加 生後 2 月から 生後 90 月に至るまで	〔0.5ml 皮下接種〕 1 期初回終了後、6 月以上の間隔をおい て 1 回接種		1 期初回接種 (3 回) 終了後 12 月から 18 月までの間隔をおく

予防接種名		対象年齢	接種期間・回数	標準的な接種年齢
定期の予防接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	接種開始が 生後 2 月から 生後 7 月に至るまで	【0.5ml 皮下注射】 計 4 回 初回： 生後 12 月に至るまでの間に 3 回、いずれも 27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔で接種。 追加： 初回接種終了後、7 月以上の間隔をおいて 1 回 *ただし生後 12 月までに 3 回の接種を行うものとし、それを超えた場合は行わない。その場合、追加接種は、初回接種終了後 27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔をおいて 1 回接種。	初回： 27 日から 56 日までの間隔で接種 追加： 初回終了後 7 月から 13 月までの間隔をおく
	(対象者) 生後 2 月～ 生後 60 月に至るまで ※R6.4 以降に開始する場合、 原則 5 種混合 (DPT-IPV-Hib) を使用。	接種開始が 生後 7 月から 生後 12 月に至るまで	【0.5ml 皮下注射】 計 3 回 初回： 生後 12 月に至るまでの間に 2 回、27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔で接種。 追加： 初回接種終了後、7 月以上の間隔をおいて 1 回 *ただし生後 12 月までに 2 回の接種を行うものとし、それを超えた場合は行わない。その場合、追加接種は、初回接種終了後 27 日（医師が必要と認めるときは 20 日）以上の間隔をおいて 1 回接種。	初回： 27 日以上 56 日までの間隔で接種 追加： 初回終了後 7 月から 13 月までの間隔をおく
		接種開始が 生後 12 月から 生後 60 月に至るまで	【0.5ml 皮下注射】 1 回	

予防接種		対象年齢		接種方法
任意の予防接種	流行性 耳下腺炎	1 回目	1 歳以上 2 歳に至るまで *既に流行性耳下腺炎に罹患したことがある者は対象外	【0.5ml 皮下接種】
		2 回目	小学校入学前の 1 年間で、いわゆる幼稚園等の年長児 *既に流行性耳下腺炎に罹患したことがある者は対象外	【0.5ml 皮下接種】
	流行性 耳下腺炎 【特例】	1 回目	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれのものうち、通常の助成対象期間内に接種できなかったもの *既に流行性耳下腺炎に罹患したことがある者は対象外	【0.5ml 皮下接種】
		2 回目	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれのものうち、通常の助成対象期間内に接種できなかったもの *既に流行性耳下腺炎に罹患したことがある者は対象外	【0.5ml 皮下接種】

予防接種		対象年齢	接種方法
任意の予防接種	3種混合 ジフテリア・ 百日せき・ 破傷風	小学校入学前の1年間で、いわゆる幼稚園等の年長児であり、かつ定期予防接種としてジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、ヒブの第一期予防接種の追加接種から6か月以上経過している者	[0.5ml 皮下接種]
	HPV(男子) ※宮崎市民のみ	小学6年～高校1年相当の男子(4価 ガーダシルのみ) (R7年度はH21.4.2～H26.4.1生まれの男子) 1月以上の間隔で2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種。 【標準的には2月の間隔をおいて2回、2回目から4月の間隔をおいて1回接種】	[各0.5ml 上腕三角筋又は大腿四頭筋、筋肉注射]

2 接種料金について

- (1) 定期予防接種対象年齢の者で、宮崎市・国富町・綾町に住民票のある方は、宮崎県内の予防接種実施医療機関において自己負担なしで定期予防接種を受けることができます。

* 公費負担の対象外となるケース *

○被接種者の住民票が宮崎市・国富町・綾町にない場合 【⇒住民票住所を確認する】

○対象年齢外に接種している場合 【⇒マイナンバーカード等で生年月日を確認する】

○過去に受けたものを再度接種している場合 【⇒親子(母子)健康手帳・健康支援課に電話で確認】

○予防接種法に基づかない接種をしている場合(接種間隔間違い等)

- (2) 県外に住民票がある方が宮崎市・国富町・綾町内で接種を希望される場合には、住民票のある自治体から予防接種実施依頼書を発行してもらうようお願いください。その場合の接種費用は宮崎市・国富町・綾町が負担することはできませんので、自己負担(医療機関で設定する金額)での接種となります。

※接種費用の償還払い等については、住民票のある自治体によって異なります。

- (3) 任意の予防接種については、各医療機関で設定している料金から市の助成額を差し引いた額を徴収してください。

種 類	助成額	助成上限回数
流行性耳下腺炎	3,100円	2回
3種混合	1,700円	1回
HPV(男子) ※宮崎市民のみ	16,951円 ※自己負担なし	3回

3 確認事項について

(1) 予約を受付ける際に、「当日親子（母子）健康手帳を持参してください」と伝えてください。

接種前には、定期予防接種の場合は「つぐみセット」または「予防接種と子どもの健康」、「子宮頸がん予防ワクチンを接種される方へ」、任意接種の場合は「流行性耳下腺炎ワクチンを接種される方へ」「3 種混合ワクチンを接種される方へ」等を保護者に必ず読んでいただき、当日受ける予防接種について理解していることを確認した上で、予防接種を行ってください。

(2) 接種歴が不明の場合

接種歴が不明の場合は、宮崎市・国富町・綾町で可能な範囲でお調べします。

予防接種の重複接種・間隔間違い等を防止するためには、予防接種の記録を親子（母子）健康手帳等に確実に残していくことがなによりも重要です。

親子（母子）健康手帳の各医療機関での記録、及び確認の徹底をお願いいたします。

【宮崎市における予防接種履歴の確認方法】

① 「親子（母子）健康手帳」の再発行

対 象：宮崎市に住民票のある未就学児

申請先：各保健センター（※中央保健センター以外）

子ども家庭支援課 育児支援係（TEL:40-1436）

※ 健康診査受診票・予防接種予診票を折り込んだ「つぐみセット」も再交付を行っています。
「つぐみセット」の再発行の対象は、1 歳児健診未受診かつ 1 歳 3 か月未満児です。

② 「予防接種の記録」の発行

対 象：宮崎市に住民票のある小学生以上の方

申請先：健康支援課 感染症対策室

「予防接種の記録」は、「親子（母子）健康手帳」と同様に医師の署名欄やロットシールの添付部分があり、今後の接種記録を残していくことが可能な様式です。（これまでの接種済記録も記載されます）。「親子（母子）健康手帳」を再発行しない、小学生以上の方を対象に発行します。

③ 予防接種済証明書の発行

対 象：宮崎市に住民票がある方

申請先：健康支援課 感染症対策室

「予防接種済証明書」は、これまで本市で接種したワクチンの種類及び接種日を市長名で証明する様式です。進学・就職・海外渡航の際に利用できます。

④ 電話での接種記録照会（医療機関からの照会のみ対応）

対 象：宮崎市に住民票がある方

照会先：健康支援課 感染症対策室

- ・ 電話での接種記録照会にも応じています。**健康支援課（TEL:29-5286）**にお問い合わせください。
- ・ 応対時間は、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分です（ただし、祝日・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く）。

※いずれの場合も、システム導入前の記録は証明できません。

※本市転入前の接種履歴は証明できません。

※原則接種記録は、接種日の翌月末までに市の予防接種台帳に反映されることになります。

【国富町・綾町における予防接種履歴の確認方法】

母子健康手帳の再発行、電話での接種記録照会

対 象：国富町、綾町にそれぞれ住民票のある方（年齢制限はありません）

申 請 先：**国富町保健センター（TEL:75-3553 午前 8 時 15 分から午後 5 時）**

綾町健康センター（TEL:77-0195 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

(3) 予診票は接種前に漏れのないよう正確に記入されているかご確認ください。

特に2か月以内の接種履歴は親子（母子）健康手帳と照らし合わせ、正確に記載されているかご確認ください。接種者名に別の兄弟姉妹の氏名を記載したり、生年月日が異なることが多くありますのでご注意ください。

また、住所欄に記載の住所が住民票住所であることも併せてご確認ください。宮崎県外に住民票がある場合は、自己負担なしでの接種は受けられません。

接種が済んだら、親子（母子）健康手帳の該当欄に、接種年月日・ワクチンのメーカー名・ロット番号・医師名を必ずご記入ください。

診察の結果、予防接種を「見合わせる」となった場合、予診票の右上欄外に大きく「不可」と記載してください。

2本以上予防接種を予定していて、当日熱等により接種不可となった場合には、同じ人の予診票の左上をまとめてホッチキス留めしてご提出ください。

なお、その場合の委託料は、「接種不可1件分」として請求下さい。

(4) 異なるワクチンの接種間隔について



※令和7年3月時点

※特に医師が認めた場合、同時接種は行うことができます。

※小児用肺炎球菌やロタなど、同一ワクチンを複数回接種する必要があるワクチンは、接種間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによります。

4 接種回数の記入のしかた

【小児用肺炎球菌の場合】

- ア) 接種開始年齢が生後7月未満の場合、公費補助回数は計4回となり、予診票の記入については1回目・2回目・3回目・追加の欄の該当するところを○印で囲んでください。
- イ) 接種開始年齢が生後7月以上1歳未満の場合、公費補助回数は計3回となり、予診票の記入については、1回目・2回目・追加の欄の該当するところを○印で囲んでください。
- ウ) 接種開始年齢が1歳以上2歳未満の場合、公費補助回数は計2回となり、予診票の記入については、1回目・追加の欄の該当するところを○印で囲んでください。
- エ) 接種開始年齢が2歳以上5歳未満の場合、公費補助回数は1回となり、予診票の記入については、追加を○印で囲んでください。

【HPVの場合】

ワクチンの種類や接種時期に関わらず、接種回数に該当するところを○印で囲んでください。

【日本脳炎の場合】

9歳以上13歳未満で接種する場合には、接種回数に関わらず2期を○印で囲んでください。

【流行性耳下腺炎の場合】

1歳から2歳に至るまで・・・1回目を○印で囲んでください。
幼稚園等の年長児・・・2回目を○印で囲んでください。〔被接種者自身の接種回数が1回目の場合も〕

5 保護者の同伴要件について

予防接種ガイドラインには「原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えない。この場合、接種の際には、予診票に加え、該当同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求める」となっております。

保護者の同意、同伴については下記のとおりです。

- ・13歳未満の場合…保護者の同意と、保護者または委任を受けた方の同伴が必要です。
- ・13歳以上16歳未満の場合…予診票に保護者の同意の署名（2か所）がある場合のみ、同伴は不要です。
- ・16歳以上の場合…保護者の同意・同伴は必要ありません。

※各予診票における「保護者の同意欄」は、すべて委任を受けた方が記入することとなります。すでに、被接種者の保護者が同意欄に記入されている場合は、委任を受けた方に余白でも同意を得てください。

※里親、児童福祉施設長、児童相談所長も保護者として認められる場合があります。

6 予防接種間違いについて

毎年、重複接種・間隔不足・ワクチン量の誤り等の予防接種間違いが発生しています。

安全性と信頼性の確保を図るため、本市では「宮崎市予防接種間違いの対応に関する要綱」により、間違いへの対応・報告の要領・間違い防止対策について明文化し、報告様式も定めています。間違い発生の際には、要綱の規定に沿って速やかに報告してください。

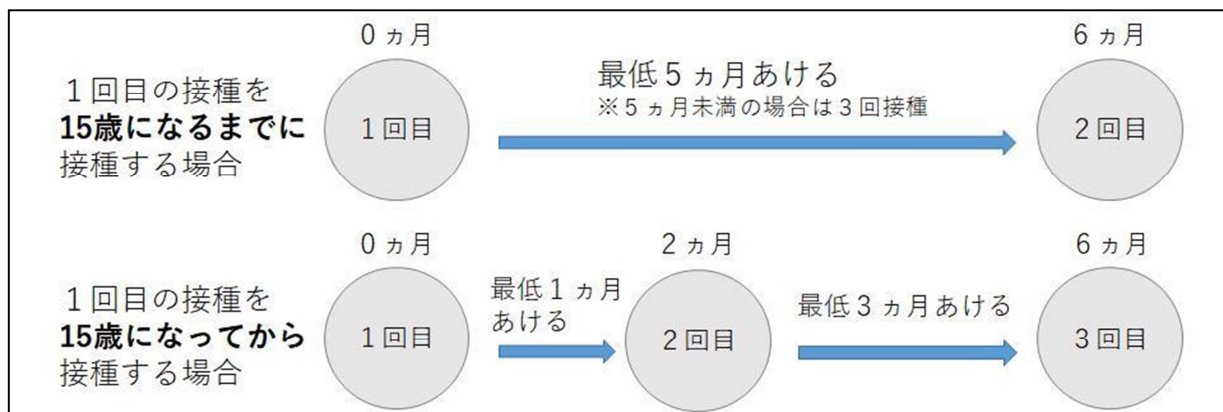
なお、基準外の接種については、委託料をお支払いすることはできませんのでご了承ください。

【間違い例】

- 有効期限切れワクチンの接種
- 間違ったワクチンの接種
- 保護者への十分な説明・同意のない接種
- 誤った量での接種
- 定められた間隔以外での接種
- 重複接種

【特に注意の必要な間違い例】

- 予防接種と次の予防接種の間隔が不十分
- DT (2種混合) を10歳時に接種
- ロタウイルスワクチン接種において、1価では生後24週、5価では生後32週を越えて接種を実施している。(上記以降の接種は、腸重積症の発現リスクが高まる等安全性や有効性が確認されていない)
- HPVワクチンの接種において、接種間隔が正しくあけられていない。(下図は9価ワクチンの場合)



※被接種者からの希望があった場合、15歳未満でも3回接種が可能。

※ **予防接種間違いを防止するための受付時の確認事項** (予防接種ガイドライン等検討委員会「予防接種間違い防止の手引き」より)

- (1) 対象者を住所、フルネーム、年齢、生年月日で確認する。
- (2) 予防接種の種類と回数を確認する。
- (3) 対象者がワクチンの対象年齢であるか確認する。
- (4) 接種歴を確認する。
- (5) 直前の予防接種実施日からの間隔を確認する。
- (6) 予診票の質問事項がすべて回答されているか確認する。

7 予防接種後副反応疑い報告について

定期接種は、予防接種後、医師等が厚生労働省令に定める症状を、定められた期間内に診断した場合は、「予防接種副反応疑い報告書」を速やかに独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) へオンラインで報告することが義務付けられています。

任意接種は、保健衛生上の危害の発生や拡大を防止するため必要と認めるときは、同様に報告が必要です。

※国立感染症研究所 <https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

8 HPV（子宮頸がん）ワクチンについて

定期予防接種（キャッチアップ接種の延長）

対象者：H9.4.2～H21.4.1生まれのうち、**R4.4.1～R7.3.31の期間に1回でも接種を受けた方**

延長期限：令和8年3月31日まで

予診票：令和6年度まで使用していた予診票は破棄し、**R7 キャッチアップ延長分**と記載された予診票を使用してください。



任意予防接種（男子 宮崎市民のみ）

対象者：小学6年生から高校1年生相当の男子 ※接種日時点で宮崎市に住民票のあるもの

予診票：男子HPVワクチン用の予診票を使用してください。

委託料：1件あたり16,951円 ※自己負担額なし

9 委託料単価

委託料の計算方法は、別紙のとおりです。

10 長期疾患のため定期予防接種を受けられなかった場合について

長期にわたる疾患のため定期の予防接種の機会を逸した者への救済を実施しています。

接種を受けることができるようになってから2年間、定期の予防接種として受けることができます。

（ただし、BCGは4歳、5種混合・4種混合は15歳、ヒブは10歳、肺炎球菌は6歳まで、ロタは対象外）

定期の予防接種とみなすためには、事前に自治体の認定が必要となりますので、該当者がある場合は該当者の住所地である自治体へご連絡ください。

被接種者が長期療養特例の認定通知書を持参してきた場合は、内容をご確認の上、接種をお願いします。

11 骨髄移植等後のワクチン再接種について

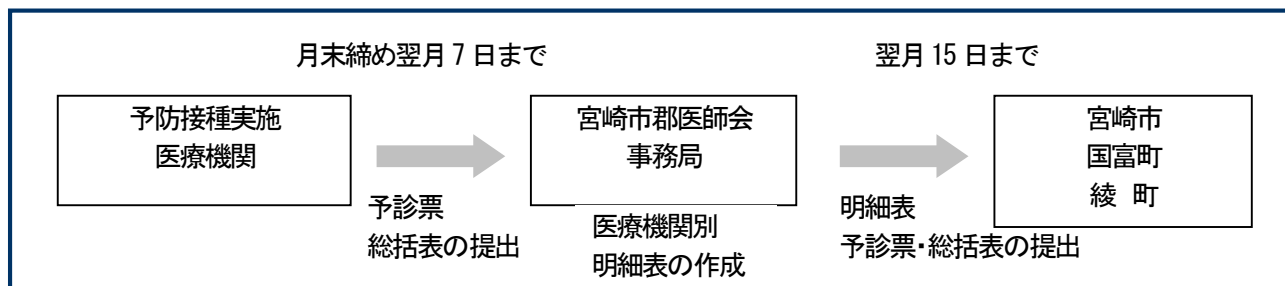
造血幹細胞移植等によりそれ以前に接種した定期予防接種及び宮崎市が掲げる任意予防接種で得た免疫が低下または消失したため再接種が必要な方に対して、感染及び発病防止を図ることを目的として、再接種費用の助成を実施しています。

事前に認定が必要なので、該当者がある場合は該当者の住所地である自治体へご連絡ください。

【連絡先】	宮崎市 健康支援課	(29—5286)
	国富町 保健センター	(75—3553)
	綾 町 健康センター	(77—0195)

12 委託料請求の流れについて

- (1) 予診票は、委託料支払い明細として総括表を添付の上、宮崎市郡医師会事務局へ提出してください。
(翌月の7日に必着)
- (2) 総括表の集計区分は、宮崎市、国富町、綾町としていますので、各々の住民分ごとに総括表を記入してご提出ください。



- (3) 診察の結果予防接種を「見合わせる」となった場合、予診票の右上欄外に大きく不可と記載してください。
2本以上予防接種を予定していて、当日熱等により接種不可となった場合には、同じ人の予診票の左上をまとめてホッチキス留めしてご提出ください。
なお、その場合の委託料は、「接種不可1件分」として請求下さい。
- (4) 医師会外の医療機関（宮崎大学医学部附属病院など）の場合
医師会外により、直接請求される場合は、予診票に予防接種実施確認書（内訳明細がわかるもの）を添付し、請求書をご提出ください。
- (5) 予診票を紛失等で持参しない者については、各医療機関でお渡しくさるようお願いいたします。予診票が不足した場合は、宮崎市郡医師会事務局（TEL:77-9100）にご連絡ください。なお、宮崎市郡医師会検査センター集配便のない郵送対応の医療機関につきましては、**各自治体の担当者へ発注してください。**